

【妊婦のための出産応援ぱらす事業】

遠方の分娩取扱施設等への 交通費支援助成金について



医学上の理由等により、遠方の周産期母子医療センターで妊婦健診及び分娩する必要がある妊婦さんの移動にかかる交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

◎対象となる方（本市に住民票があり、以下のいずれにも該当する方）

- ・母子健康手帳の交付を受けた妊婦さん
- ・医学上の理由等により周産期母子医療センターで分娩や妊婦健診を受診する必要がある妊婦さんで、おおむね60分以上の移動時間を要する方

◎助成について



- ・妊婦健診にかかる分娩取扱施設への交通費14回分
（妊娠後期から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する場合は7回分を上限とする）
- ・分娩時の入院にかかる分娩取扱施設への交通費1回分



公共交通機関または自家用車での移動において、上記の8割を助成

◎申請について

- ・助成に該当するか事前にお問合せください。
- ・該当する場合は、分娩した日から6か月以内に申請してください。
- ・申請書類の確認後に助成決定を行い、助成金額を文書にて通知します。

【申請に必要なもの】

- ①遠方の分娩取扱施設への交通費支援助成金交付申請書兼請求書
- ②遠方の分娩取扱施設への交通費支援助成金交付申請内訳書
- ③医学上の理由等を認めると判断できる書類
（母子健康手帳、妊婦健診受診票、医師の診断書、診療情報提供書の写し等）
- ④妊婦健診の受診日が確認できる母子健康手帳の写し
- ⑤交通費にかかる領収書または利用証明書



◎お問合せ

いちき串木野市子どもみらい課子育て健康係（串木野健康増進センター内）

〒896-0035 いちき串木野市新生町183番地3 TEL0996-24-8310